令和２年４月２８日

富津市地域包括支援センター

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者

居宅介護支援事業所　各位

富津市介護福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る富津市介護予防・日常生活支援総合事業月額包括

報酬の請求について

　このことについて、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に準じて、富津市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）における請求の考え方を下記のとおり整理しますので、ご確認のうえ請求等を行っていただきますようお願いいたします。

　なお、今後の国・県の通知等を踏まえ、内容を見直す場合がありますので予めご了承ください。

記

**１**　**事業所休業等のため、利用者に規定回数のサービスを提供できなかった場合**

　　県からの休業要請や、自主的な休業で**事業所が休業した**、あるいは感染拡大防止の観点から事業所が利用者から利用自粛の同意を得てサービスを提供しなかった等により、利用者に対して**計画どおりの利用回数等のサービス提供ができなかった場合**には、当該利用者については、月の総日数から**休業等期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分について日割り請求とします。**

例）休業期間　４月２７日（月）～４月３０日（木）（４日間）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ２４ | ２５ | ２６ | ２７ | ２８ | ２９ | ３０ |
| 曜日 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 |
| 休業期間 |  |  |  |  |  |  |  |
| サービス提供予定（日） |  |  |  | ○ |  | 〇 |  |

　　（月の総日数）　　（休業期間）　　（日割りとして算定する日数）

　　　　３０日　　 －　　 ４日 ＝　　 **２６日**

**２　事業所休業したが、利用者に規定回数のサービスを提供した場合**

　　休業の影響を受けず、**計画どおりの利用回数等のサービスを提供された**利用者については、**日割り計算を行わず通常の月額包括請求とします。**

例）休業期間　４月２８日（火）～４月３０日（木）（３日間）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月 | ２４ | ２５ | ２６ | ２７ | ２８ | ２９ | ３０ |
| 曜日 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 |
| 休業期間 |  |  |  |  |  |  |  |
| サービス提供予定（日） | 〇 |  |  | ○ |  |  |  |

**３**　**利用者の自主判断によりキャンセルとなった場合**

　　事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、**日割り計算を行わず通常の月額包括請求とします。**

**４　通所型サービス事業者が代替サービスとして訪問によるサービス提供を実施した場合**

　　通所型サービス事業者が居宅で生活している利用者に対して、**居宅を訪問し、計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合には通常の月額包括報酬を請求できるものとします。**

　　ただし、事前に担当ケアマネジャーと協議し、利用者にサービスについて十分説明をして、必ず同意を得てください。

**５　通所型サービス事業者が電話による安否確認を実施した場合**

　　以下の条件を満たす場合において、通常の月額包括報酬を請求できるものとします。

　①訪問によるサービスの必要がないか、本人や家族等の意向を踏まえて、担当ケアマネジャーとも協議して確認すること。

　　訪問が必要な利用者については、電話ではなく訪問により必要なサービスを提供してください。

　②電話による安否確認について内容や費用について十分説明したうえで、実施について利用者から同意を得ていること。

　③あらかじめケアプランに位置付けた利用日に、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話による確認をすること。

　④電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。

**６　４及び５に関する補足**

　　変更について事前に利用者の同意を得た場合となるため、サービス担当者会議の実施

は不要として差し支えなく、計画のサービス内容記載の見直しについては、サービス提

供後の実施としても差し支えありません。

　　なお、同意については、最終的に文書による必要がありますが、サービス提供前に説

　明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ても差し支えありません。

　　また、加算・減算については、引き続き、加算は算定可能で、減算は算定するものと

　します。

　　ただし、運動器機能向上加算や口腔機能向上加算については、有資格者が訪問・電話するなど利用者の処遇に配慮し、利用者の同意を得たうえで実施してください。利用者負担を考慮して、加算を算定しないことも可能です。

【問い合わせ先】

富津市介護福祉課高齢者支援係　担当：西野

TEL:0439-80-1300

FAX:0439-80-1323